（議員の旅費及び報酬補償）

第　２４条　議員の旅費に係る事項及び被保険者である議員の報酬補償（議員として職務を行うことにより、平常業務に対する報酬を受けとることができない場合の補償並びに支給の方法）については、組合会の議決を経て定める。

（附 則）

１．第２１条の規約を第２４条に変更し、また条文の一部を変更し、認可の日から施行し、平成１５年４月１日から適用とする。